

2016年2月16日
三井住友建設株式会社

基礎杭工事問題を受けての業務管理体制整備・強化の取り組みについて

弊社施工の横浜市所在マンションにおける基礎杭工事に関しましては、元請施工会社としての責任を重く受け止め、所有者様、居住者様ならびにご関係の皆様方に多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、平成28年1月13日付、国土交通省関東地方整備局による建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項に基づく指示処分に従い、本日、国土交通省関東地方整備局に弊社が講じた措置に関する報告書を提出いたしました。

今般の基礎杭工事問題を受けて弊社では、社内の業務管理体制の整備・強化の取り組みを進めて参ります。

弊社は、全役職員に対する法令遵守教育の継続的な実施等、全役職員に対して法令遵守を周知徹底し、関係する下請負人に対しても「主任技術者の適正な業務遂行」等、法令遵守の指導を行って参ります。

作業所におきましては、下請負人の主任技術者の専任状況を日々確認し、管轄支店による「安全・品質パトロール」で主任技術者の専任状況、一括下請負の有無、施工体制台帳等の確認を実施する他、「建設業法パトロール」を新設して、作業所での建設業法遵守状況を確認し、再発防止を徹底して参ります。

また、本年4月1日からは新たに「生産管理本部」を立ち上げ、現行本部ごとの取り組みを超えた全社的な見地からの設計・生産プロセスの改革を目的に、関係本部を主導するとともに、先般立ち上げた全社横断会議体である「生産システム改善委員会」や「施工体制改善小委員会」の効果的な運営に努めて参ります。

なお、既に全数立ち会いを実施していますが、従来の既製コンクリート杭工事の施工管理の在り方についても、更に万全を期すとの観点から見直しを行い、日本建設業連合会が策定した「既製コンクリート杭施工管理指針（案）」も踏まえ、新たな施工管理の基準として既製コンクリート杭施工管理指針を策定し、実施しております。

弊社と致しましては、今般改めて全役職員に対して法令遵守を周知徹底し、本件事案の再発防止を徹底するとともに、業務管理体制の整備・強化に全社を挙げて取り組んで参る所存でございます。

以上

(お問い合わせ先)

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

〒104-0051 東京都中央区佃二丁目1番6号

三井住友建設株式会社 広報室 平田豊彦

TEL 03-4582-3015 FAX 03-4582-3204

e-mail : information@smcon.co.jp